

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の概要

■ 条例の目的: 第1条

- 市では、太陽光発電設備の設置行為自体を規制する法令がないことから、防災面での安全性の確保が問題となり、さらに環境や景観の保全、そして周辺住民等への周知がなくとも設置が可能であることなどの課題に対するルールづくりを検討してきました。
- 太陽光発電設備の設置が防災上並びに自然環境、生活環境及び景観に及ぼす影響に鑑み、その設置に関して必要な規制等を行うことにより、市民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な自然環境等を保全し、もって公共の福祉に寄与することを目的に「大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」を制定しました。

■ 設置ができない区域(禁止区域): 第5条

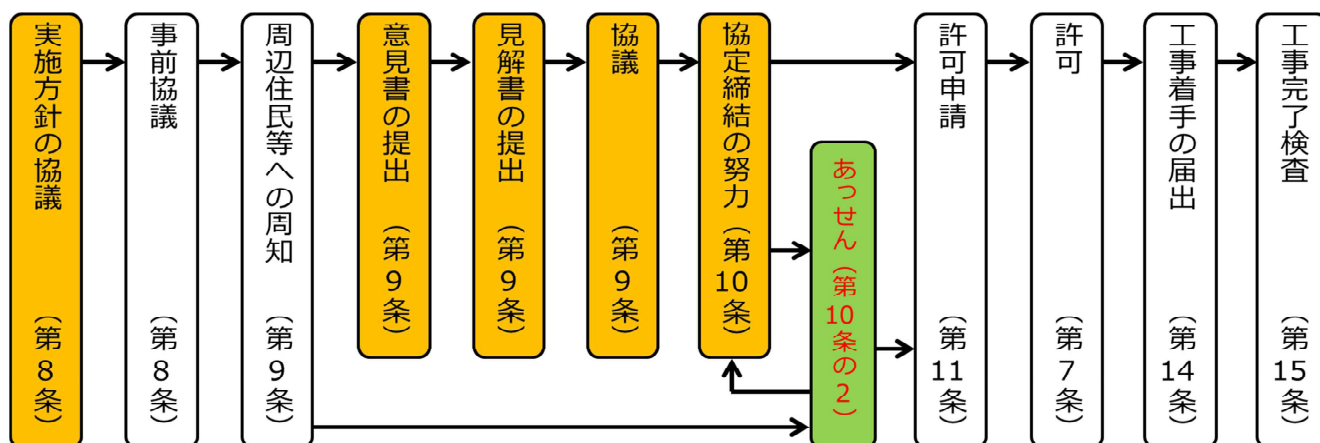
- 歴史的風土特別保存地区

■ 設置について特に配慮が必要な区域(抑制区域): 第6条

防災、環境や景観の保全の観点から地域への影響を考慮して用地選定を行ってください！

- 砂防指定地 ●伝統的建造物群保存地区 ●国定公園・県立自然公園
- 地すべり防止区域及びこれに準ずる区域 ●宅地造成工事規制区域
- 歴史的風土保存区域 ●風致地区
- 急傾斜地崩壊危険区域・急傾斜地崩壊危険箇所
- 土砂災害特別警戒区域・土石流危険渓流
- 鳥獣保護区

■ 設置工事の許可等の標準的な流れ



- 抑制区域内に設置する場合は、事前協議の前に実施方針の協議、周辺住民等との意見書に基づく協議等の手続きが必要となります。